



**「利子、配当金又は手数料等の支払又は支払の受領に関する報告書」記入の手引**  
(直近改訂時点：2016年3月)

**1. 報告を要する者**

- (1) 外為令第11条の2第5項第11号に規定する特別国際金融取引勘定承認金融機関（以下「承認金融機関」という）
- (2) 報告省令第16条第1項又は第2項の規定による報告（デリバティブ取引に関する報告）をする銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社（承認金融機関を除く。以下同じ）
- (3) 報告省令第17条第1項又は第2項の規定による報告（貸付債権の売買に関する報告）をする銀行等、保険会社
- (4) 報告省令第19条第1項又は第2項の規定による報告（貸付けの実行等の状況に関する報告）をする銀行等、保険会社
- (5) 報告省令第21条の規定による報告（証券の売買の契約の状況に関する報告）をする銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社
- (6) 報告省令第22条第1項又は第2項の規定による報告（証券の売買の契約等の状況に関する報告）をする銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社

**2. 報告の根拠となる法令条文**

- (1) 報告省令第14条第7項、第14条の2第4項、第14条の3第4項（1.（1）に該当する者）
- (2) 報告省令第16条第3項（1.（2）に該当する者）
- (3) 報告省令第17条第3項（1.（3）に該当する者）
- (4) 報告省令第19条第3項（1.（4）に該当する者）
- (5) 報告省令第22条第6項（1.（5）及び（6）に該当する者）

**3. 報告書の提出先と照会先**

- (1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1  
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 60番窓口  
(郵送の場合の宛先：〒103-8660日本郵便株式会社日本橋郵便局私書箱30号  
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

**4. 報告書に計上する期間**

毎月中（1日～月末日）

## 5. 報告書の提出期限

翌月15日まで。

—— 提出期限が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の前日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

## 6. 提出部数

1部

## 7. 報告書に記入する金額単位と使用する換算レート

(1) 金額単位：百万円（単位未満切捨て）

(2) 外国通貨を円に換算する場合のレート：報告省令レート

—— なお、原金額は端数処理をしないまま集計し、国毎の集計額の百万円未満は切捨て、合計は単位額以上の単純な足し上げとすること。

## 8. 報告の対象

本邦にある居住者が非居住者に対して行う、毎月中の金銭の貸付及び借入の利息、預金利息、証券（注1）に係る利子、配当金、収益分配金、証券貸借料、金融・証券手数料等及びそれらに係る源泉徴収税についての受払（注2）のうち、報告の根拠となる法令条文に従い報告対象となるものを報告すること（注3）。報告対象となる受払は、次ページの表参照。

注1：コマーシャル・ペーパーを含む。

注2：コルレス勘定、本支店勘定、非居住者円勘定又は非居住者外貨預金勘定を通じる方法により支払又は支払の受領を行った場合を含む。

注3：本報告書の対象外となる受払については、「支払又は支払の受領に関する報告書」（別紙様式第1～4）により報告すること。

利子又は配当金等を再投資した場合、①利子又は配当金等の受取に係る報告と、②貸付及び借入や証券投資に係る報告が双方必要となるので留意すること。

法人格のない組合（海外のパートナーシップを含む）に対する出資は、外為法上の証券には該当しないことから外国為替業務としての報告は不要であり、当該出資に係る収益の受払についても本報告書による報告を要しない（別途、「支払又は支払の受領に関する報告書」（報告省令別紙様式第1～第4）により報告すること）。

「利子、配当金又は手数料等の支払又は支払の受領に関する報告書」の報告対象

根拠条文 (報告者名)	報告者	貸付利息又は借入利息		預金利息	株式・持分配当金		債券利子				投資信託に係る株式及び受益証券の収益分配金	証券 貸借料	金融・証券 手数料等	源泉徴収された利息又は配当金の合計金額	うち 源泉徴収税として控除された金額	
		親会社等及び関連企業との間			親会社等及び関連企業との間以外	親会社等及び関連企業との間	親会社等及び関連企業との間以外	中長期	短期	金融会社間						金融会社間以外
		親会社等及び関連企業との間	金融会社間以外													
第14条第7項	承認銀行等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第14条の2第4項	承認金融商品取引業者 承認金融商品取引業者	現金担保付証券貸借取引のレポレート及び現先取引の月中買戻し/売戻しに係る金利相当分のみ○	現金担保付証券貸借取引のレポレート及び現先取引の月中買戻し/売戻しに係る金利相当分のみ○	外国為替業務に付関する担保金・証券金 <sup>※</sup> に係る利息のみ○	現金担保付証券貸借取引のレポレート及び現先取引の月中買戻し/売戻しに係る金利相当分のみ○	現金担保付証券貸借取引のレポレート及び現先取引の月中買戻し/売戻しに係る金利相当分のみ○	外国為替業務に付関する担保金・証券金 <sup>※</sup> に係る利息のみ○									
第14条の3第4項	承認保険会社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第16条第3項 (デリバティブ取引)	承認銀行等以外の銀行等 承認金融商品取引業者以外の金融商品取引業者 承認保険会社以外の保険会社 投資信託委託会社 資産運用会社	×	×	×	×	×	×	デリバティブ取引に伴う担保金・証券金に係る利息のみ○								
第17条第3項 (貸付債権の売買)	承認銀行等以外の銀行等 承認保険会社以外の保険会社	×	×	×	×	×	×									
第19条第3項 (貸付け)	承認銀行等以外の銀行等 承認保険会社以外の保険会社		支払の受領のみ○	支払の受領のみ○	支払の受領のみ○	支払の受領のみ○										
第22条第6項 (証券の売買・証券の条件付売買・証券の借付売買・証券の貸借取引)	承認銀行等以外の銀行等 承認金融商品取引業者以外の金融商品取引業者 承認保険会社以外の保険会社 投資信託委託会社 資産運用会社	現金担保付証券貸借取引のレポレート及び現先取引の月中買戻し/売戻しに係る金利相当分のみ○	現金担保付証券貸借取引のレポレート及び現先取引の月中買戻し/売戻しに係る金利相当分のみ○	証券の売買・証券の条件付売買・証券の借付売買・証券の貸借取引に係る担保金に係る利息 <sup>※</sup> のみ○	現金担保付証券貸借取引のレポレート及び現先取引の月中買戻し/売戻しに係る金利相当分のみ○	現金担保付証券貸借取引のレポレート及び現先取引の月中買戻し/売戻しに係る金利相当分のみ○										

※ 現金担保付証券貸借取引のレポレート及び現先取引の月中買戻し/売戻しに係る金利相当分に含まれるものとして、「貸付利息又は借入利息」欄で報告するものは報告対象外。

## 9. 記入の方法と留意点

## (1) 「報告年月日」欄

西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

## (2) 「名称及び代表者の氏名」欄

代表者とは会社を代表する取締役等のこと。氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。押印は不要。

## (3) 「報告者の区分」欄

該当する番号部分を○で囲むこと。

1. 銀行	業務として預金の受入又は為替取引を行うことができる次に掲げる金融機関が該当する。ただし、信託業務を兼営するものについては、信託勘定における取引を「2. その他金融機関」に分類すること。 (1) 銀行（日本銀行を除く） (2) 協同組織金融機関 (3) 公的金融法人（国民経済計算における公的金融機関） (4) その他法律に基づいて設立される金融機関
2. その他金融機関	金融商品取引業者、生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、信託業務を兼営する場合の信託勘定における取引、貸金業者、私的年金基金、資産の流動化に関する法律に基づき設立された特定目的会社等の特別目的会社及びその他の法律に基づいて設立される業務として預金の受入又は為替取引を行わない金融機関（投資法人等）が該当する。
5. その他	1.、2.のほか、一般政府、中央銀行に該当しない者。例えば、一般事業法人、特殊法人や独立行政法人の一部、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人、個人が該当する。

## (4) 「責任者記名押印又は署名」欄

イ. 報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選定にあたり肩書は問わない。

ロ. 使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。

ハ. 署名（自署）した場合は押印不要。

## (5) 「担当者の氏名（電話番号）」欄

イ. 担当者は、本報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。

ロ. 電話番号はできるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署

名を補記すること。

(6) 本報告書は支払又は支払の受領の区分により別業とし、「1. 支払」又は「2. 支払の受領」のうちいずれかの該当欄に○を記入すること。

(7) 「所在国又は地域」欄

原取引（支払又は支払の受領の原因となった取引をいう）の相手方の所在国又は地域を記入すること（証券投資に係る利子の支払又は支払の受領については、下記参照）。ただし、原取引の相手方の所在国又は地域を記入することが困難な場合には、支払又は支払の受領の相手方の所在国又は地域を記入して差し支えない。また、原取引の相手方が国際機関の場合には、「国際機関」と記入すること。

▽証券投資に係る利子の支払又は支払の受領における「所在国又は地域」欄の記入方法

イ. 非居住者発行証券：証券の発行体の所在国又は地域を記入。

例えば、非居住者が発行する債券に係る利子を海外のカストディアンや証券決済機関（ユーロクリア等）を通じて受領する場合、支払又は支払の受領の相手方の所在国又は地域ではなく、証券の発行体の所在国又は地域を記入すること。ただし、ADRなどの外国預託証券については、原株式（資産）の発行体の所在国等を記入すること。発行体の所在国等が日本の場合は、その他（999）とすること。

ロ. 居住者発行証券：原取引の相手方（非居住者）の所在国又は地域を記入。

居住者海外発行証券に係る利子を海外の証券決済機関（ユーロクリア等）を通じて受領する場合で、原取引の相手方を記入することが困難な場合には、発行体の所在国である「日本」ではなく、当該証券決済機関の所在国又は地域を記入しても差し支えない。

(8) 利子又は配当金等は、源泉徴収前の金額を記入すること。

(9) 「貸付利息又は借入利息」欄

イ. 「親子会社等又は関連企業との間」の受払と「親子会社等及び関連企業との間以外」の受払に分類し、記入すること。「親子会社等」とは、報告者を報告省令別表第1の注第1号に掲げる居住者とした場合に、同号イからハマまでに掲げるものに該当することとなるものをいい（9.（11）及び9.（12）において同じ）、「関連企業」とは、同号ニからルまでに掲げるものに該当することとなるものをいう（9.（12）において同じ）。

ロ. 「金融会社間」欄には、報告者及び取引相手の双方が金融仲介業務（銀行業、金融商品取引業又は保険業及びその他の金融業）を行う先である場合に記入し（9.（12）において

同じ)、「金融会社間以外」欄には、それ以外の場合に記入すること(9.(12)において同じ)。

ハ、次に掲げるものを含めて記入すること。

(イ) 証券貸借取引のうち「現金担保付証券貸借」のレポレート(付利金利-貸借料)

—— ただし、レポレートがマイナスとなる取引については、貸借料から付利金利を差し引いた金額を実際受払に合わせて「証券貸借料」欄へ記入すること。

例： レポレートがマイナスで、証券の貸主の場合

付利金利-貸借料=8(支払)-10(受領)=△2(支払)=実際は2の受領  
「支払の受領」の「証券貸借料」欄において、2を報告すること。

(ロ) 現先取引における月中買戻し・売戻しに係る金利相当分(金利相当分の定義は以下のとおり)。

利含み現先の場合：取引数量×スタート利含み売買単価(注)  
×現先レート×(現先日数/365)

(注) スタート利含み売買単価=約定時点の取引対象証券の利含み時価/(1+ヘアカット率)

利含みではない現先の場合：取引終了時に売買代金から割り引かれた金額

(10) 証券に係る利子、配当金又は手数料等及びそれらに係る源泉徴収税については、自己の証券売買に係るもののみならず、自己が行った媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という)に係る他の居住者と非居住者との間の証券の売買契約に係るものを含めること。ただし、他の居住者の媒介等により行われるものについては記入を要しない。また、証券常任代理人として行っている非居住者との間の受払も含めて記入すること。

(11) 「株式・持分配当金」欄

—— 報告者が他の居住者の媒介等を行う場合、「親子会社等」とは、依頼人である他の居住者を報告省令別表第1の注第1号に掲げる居住者としたときに、同号イからハまでに掲げるものに該当することとなるものをいう(次のイ. からホ. において同じ)。

イ. 「親子会社等の配当金」欄には、保護預り分のうち、親子会社等との間で受払を行う配当金の受払を記入すること。

ロ. 親子会社等の間で受払を行う自己分の配当金は、「親子会社等の配当金」欄には含めず、「支払又は支払の受領に関する報告書」(別紙様式第1~4)で報告すること。

ハ. 「その他の配当金」欄には、自己分及び保護預り分のうち、親子会社等との間で受払を行う配当金以外の配当金の受払を記入すること。ただし、優先株、優先出資証券のうち予め定

めた金額を超える残余財産に対する分配請求権を持たないものに係る配当金で、親子会社等との間以外で受払を行うものは、本欄には含めず、「債券利子」欄に含めること。

ニ、資本の取り崩し及び元本の払戻しによるものは、本欄には含めず、「証券売買契約状況等報告書」（別紙様式第14）等にて報告すること。

ホ、証券貸借取引（又は現先取引）期間中に配当金が発生した場合には、当該証券の借主（又は買主）から貸主（又は売主）に支払われる「配当金相当額」を本欄に含めて報告すること。

ヘ、担保期間中に担保として差し入れた（又は受入れた）株式・持分から配当金が発生した場合には、担保を受入れたものから差し入れたものに支払われる「配当金相当額」を本欄に含めて報告すること。

#### （12）「債券利子」欄

—— 報告者が他の居住者の媒介等を行う場合、「親子会社等」とは、依頼人である他の居住者を報告省令別表第1の注第1号に掲げる居住者としたときに、同号イからハまでに掲げるものに該当することとなるものをいい（次のイ. からト. において同じ）、「関連企業」とは、同号ニからルまでに掲げるものに該当することとなるものをいう（次のイ. からト. において同じ）。

—— 報告者が他の居住者の媒介等を行う場合、「金融会社間」欄には、依頼人である他の居住者及び取引相手の双方が金融仲介業務（銀行業、金融商品取引業又は保険業及びその他の金融業）を行う先である受払を記入し、「金融会社間以外」欄には、それ以外の受払を記入すること（次のイ. からト. において同じ）。

イ、「親子会社等又は関連企業との間」の受払と「親子会社等及び関連企業との間以外」の受払に分類し、記入すること。

ロ、「親子会社等及び関連企業との間以外（中長期）」欄には、発行時の満期が1年を超える債券に係る利子の受払を記入すること。

ハ、「親子会社等及び関連企業との間以外（短期）」欄には、発行時の満期が1年以内の債券に係る利子の受払を記入すること。

ニ、「親子会社等又は関連企業との間」欄には、債券の中長期・短期を区別せずに記入すること。

ホ、次に掲げるものを含めて報告すること。

（イ）優先株、優先出資証券のうち、予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権を持たないものに係る配当金で、親子会社等との間以外で受払を行うもの。



(ロ) 証券貸借取引(又は現先取引)期間中に利子が発生した場合における、当該証券の借主(又は買主)から貸主(又は売主)に支払われる「利子相当額」。

(ハ) 担保期間中に担保として差し入れた(又は受入れた)債券から利子が発生した場合に、担保を受入れたものから差し入れたものに支払われる「利子相当額」。

ヘ. 経過利子の受払は含めないこと。

ト. ストリップス債の利札の売買や利払いは本報告書には記入せず、「証券売買契約状況等報告書」(別紙様式第14)等で報告すること。

—— ストリップス債の利札は割引債とみなすので元本の扱いとなる。

(13) 「投資信託に係る株式及び受益証券の収益分配金」欄

イ. 非居住者との間の投資信託に係る株式及び受益証券の運用益等の収益分配金の受払を記入すること。

—— 投資信託には、「投資信託及び投資法人に関する法律」及び類似する外国の法令に準拠して設定されている会社型投資信託の投資証券及び契約型投資信託の受益証券が該当(例えば、ETFやREITにも対象となるものがあり得る)。会社型投資信託には、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第12項に規定された「資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団」及び類似する外国の法令に準拠して設立された投資法人が該当。契約型投資信託には、同法律第2条第1～3項に規定された「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」及び類似する外国の法令に準拠して設定された投資信託が該当。

ロ. J-REIT(不動産投資法人)ほか会社型投資信託に係る株式の収益分配金は、次のとおり報告すること。

出資比率(議決権ベース)10%未満:

「投資信託に係る株式及び受益証券の収益分配金」欄で報告すること。

出資比率(議決権ベース)10%以上の保護預り分:

「親子会社等の配当金」欄で報告すること。

出資比率(議決権ベース)10%以上の自己分:

「支払又は支払の受領に関する報告書」(別紙様式第1～4)で報告すること。

ハ. 資本の取り崩し及び元本の払戻しによるものは、本欄には含めず、「証券売買契約状況等報告書」(別紙様式第14)等にて報告すること。

## (14) 「証券貸借料」欄

証券貸借取引のうち「無担保証券貸借」、「証券担保付証券貸借」等の貸借料の受払を記入すること。

## (15) 「金融・証券手数料等」欄

イ. 外為法第55条の7に規定する外国為替業務に付随する手数料（銀行諸手数料、金融派生商品取引手数料、証券取引手数料等）の受払を記入すること（証券発行手数料は含まない）。

ロ. 金融取引に関する決済の延滞に伴って発生する延滞手数料（損害料）等のペナルティーに関する費用を本欄に含めて報告すること。

## (16) 「源泉徴収された利子又は配当金等の合計金額」欄

イ. 「源泉徴収された利子又は配当金等の合計金額」欄には、①居住者が非居住者から利子又は配当金等を受領する場合に、海外で源泉徴収の対象となった、又は②居住者が非居住者に利子又は配当金等を支払う場合に、国内で源泉徴収の対象となった利子又は配当金等について、源泉徴収税を控除する前の当該利子又は配当金等の合計金額を所在国又は地域別に記入すること。

例： A国から、「その他の配当金」欄で報告すべき配当金を100受領。配当金100のうち、A国の税務当局に支払う税金について、80が源泉徴収の対象となった配当金で、このうち税額は8。20が源泉徴収の対象外となった配当金で税額は0。この場合の報告は、下記①～③を全て「支払の受領」のA国の行に記入すること。

① 「その他の配当金」欄	100
② 「源泉徴収された利子又は配当金等の合計金額」欄	80
③ 「うち源泉徴収税として控除された金額」欄	8

ロ. 「うち源泉徴収税として控除された金額」欄には、上記イ. でいう利子又は配当金等に係る源泉徴収税の受払のうち、当該利子又は配当金等の受払が行われた月中に行われたものを所在国又は地域別に記入すること。

—— 上記イ. でいう利子又は配当金等に係る源泉徴収税の受払のうち、当該利子又は配当金等の受払が行われた翌月以降に行われたもの（源泉徴収税の還付や追加納税）は、「源泉徴収された利子又は配当金等の合計金額」欄及び「うち源泉徴収税として控除された金額」欄には含めず、「支払又は支払の受領に関する報告書」（別紙様式第1～4）で報告すること。

(17) 記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。次葉には報告者名及び報告対象年月を記入すること。

- (18) 所在国又は地域毎の合計額が1百万円に満たない場合は、当該所在国又は地域についての記載を要しない。また、いずれの月中の合計額欄も1百万円に満たない場合は、本報告書の提出を要しない。